

石岡市公式マスコットキャラクターの派遣に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、石岡市公式マスコットキャラクターの派遣(以下「派遣」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣の定義)

第2条 この規定において派遣とは、一般社団法人石岡市観光協会マスコットキャラクター利用規程に基づき作成された着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)並びにそれを着用する人員1名及び誘導・整理を行う人員1名を次条第1項に規定する事業及び催事(以下「事業等」という。)に派遣することをいう。この場合において、必要な人員は、石岡市が手配するものとする。

(派遣の基準)

第3条 派遣は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、原則として着ぐるみのみの貸し出しは行わない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 不特定多数の住民や来訪者の参加と市のPRや市産品等のPR推進、観光振興を見込むことができる事業又は催事等で、市長が適当と認める場合
- (2) 石岡市内での事業又は催事等で、おおむね公民館単位以上を範囲とする場合
- (3) その他市長が特に必要と認める場合

2 市長は、前項の規定に関わらず、派遣内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣しないことができる。

- (1) 市や石岡市公式マスコットキャラクターの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 石岡市公式マスコットキャラクターの活動に適さない環境、石岡市公式マスコットキャラクターの著しい変形が見込まれる環境その他利用が適当でない環境になるおそれがあるとき。
- (3) 第三者の利益を害するもの、又は不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 法令、条例及び公序良俗に反すると認められるとき、又は反するおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、

若しくは与える恐れのあるとき。

(6) 石岡市暴力団排除条例（平成 23 年石岡市条例第 17 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当するとき。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が使用するとき。

(8) その他市長が派遣について適当でないと認めるとき。

（派遣申請等）

第 4 条 派遣を申請する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ石岡市公式マスコットキャラクター派遣許可申請書（様式第 1 号）に、次の書類を添えて提出し、市長の許可を受けなければならない。ただし、受付期間は派遣日の 3 箇月前から 14 日前までとする。

(1) 着ぐるみを派遣する催し等の概要がわかる書類

(2) 申請者が属する団体等の概要がわかる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、可否を決定し、石岡市公式マスコットキャラクター派遣可否決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

（派遣時間）

第 5 条 派遣時間は、午前 9 時から午後 6 時までの間の連続した 4 時間以内とし、出演時間は、1 回あたり 40 分以内で 1 日 2 回までとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、派遣時間を変更することができる。

（派遣費用等）

第 6 条 派遣に要する費用等は、いずれも申請者の負担とし、その額は次の各号に定めるところによる。ただし、市長が特に必要と認める事業については、免除することができる。

(1) 派遣費用は、無料とする。

(2) 派遣に係る交通費は、市内は無料とし、市外は実費とする。

(3) 派遣に係る宿泊費は、実費とする。

(4) 派遣に係る着ぐるみの輸送費は、実費とする。

（派遣の中止）

第7条 市長は、派遣を許可している場合においても、やむを得ない事情があるときには派遣を中止することができる。

(報告)

第8条 着ぐるみの派遣を終えたときは、石岡市公式マスコットキャラクター派遣状況報告書(様式第3号)及び派遣状況を写した写真等を添付して報告しなければならない。

(原状回復)

第9条 申請者が故意または過失により着ぐるみを滅失、破損、焼失その他損害を与えたときは、速やかにその旨を石岡市に連絡し、かつその請求に従い、原状回復その他の方法により損害の賠償をしなければならない。

(賠償責任)

第10条 市は、市に瑕疵がない場合、派遣により申請者が被った被害、又は申請者が第三者に与えた損害に対し、その損害賠償、責めを一切負わない。

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規定は、令和7年10月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

石岡市公式マスコットキャラクター派遣許可申請書

年 月 日

石岡市長 様

申請者 住所

氏名（団体の場合は団体名及び代表者名）

石岡市公式マスコットキャラクターの派遣について下記のとおり申請します。

なお、派遣の受け入れにあたっては、石岡市公式マスコットキャラクターの派遣に関する規定を遵守するとともに、着ぐるみおよび派遣された人員の安全に留意し、派遣を受け入れる事業での事故については、一切の責任を負うこととします。

記

事業名	
開催日時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
開催場所	
派遣希望時間	(1) 時 分 ～ 時 分 (2) 時 分 ～ 時 分
具体的な活動内容	
担当者連絡先	(氏 名) (電 話 番 号) (E-MAIL)
その他	
添付資料 ・ 事業内容、趣旨等が分かるもの ・ 申請者が属する団体等の概要が分かるもの	

石岡市公式マスコットキャラクター派遣可否決定通知書

年 月 日

(申請者) 様

石岡市長 谷島洋司

令和 年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの派遣については、下記 の条件を付して許可します。

(使用条件)

- 1 石岡市公式マスコットキャラクター派遣許可申請書の申請内容どおりに派遣受入れすること。
- 2 石岡市公式マスコットキャラクターの派遣に関する規定を遵守すること。
- 3 派遣終了後、速やかに石岡市公式マスコットキャラクター派遣状況報告書を提出すること。その際、使用状況の分かる写真(2、3枚程度)を添付すること。なお、提出された写真は、広報いしおか又は市の公式HPや公式SNS等で使用することがあるため、了承すること。

(提出先) 石岡市長

申請者

所在地

名 称

代表者

石岡市公式マスコットキャラクター派遣状況報告書

年 月 日に派遣申請しました石岡市公式マスコットキャラクターについて、石岡市公式マスコットキャラクターの派遣に関する規定第 8 条の規定により、活動状況について、次のとおり報告します。

派遣日時 (イベント等開催日)	年 月 日 実働時間：約 時間 分
派遣場所	所 在： 施設名称：
使用用途 (活 動 内 容)	
イベント対象者 (年 齢 層 等)	
その他	

※石岡市公式マスコットキャラクターの使用状況を写した写真又は画像データ等を添付してください。